

1. 議事日程（平成28年第4回北広島町議会定例会）

平成28年12月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問
日程第2 議案の訂正について

一般質問

《参考》

真 倉 和 之	成年後見制度と行政の役割について問う 地域の特性を生かした地域づくりを問う 地方自治体の公会計制度と予算編成への活用について問う
田 村 忠 紘	小見谷製鉄遺跡群を県指定に
大 林 正 行	過去の検討課題について、その後の状況を問う
伊 藤 久 幸	新町建設計画と平成29年度予算は 免許証自主返納に対する支援策は

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 真 倉 和 之	2 番 中 田 節 雄	3 番 久 茂 谷 美 保 之
4 番 加 計 雅 章	5 番 梅 尾 泰 文	6 番 森 脇 誠 悟
8 番 室 坂 光 治	9 番 中 村 勝 義	10 番 伊 藤 久 幸
11 番 浜 田 芳 晴	12 番 藤 井 勝 丸	13 番 蔵 升 芳 信
14 番 田 村 忠 紘	15 番 美 濃 孝 二	16 番 大 林 正 行
17 番 宮 本 裕 之	18 番 藤 堂 修 壮	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 空 田 賢 治	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 多 川 信 之
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 西 村 豊	福祉課長 清 見 宣 正
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 藤 浦 直 人	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 砂 田 寿 紀	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 浅 黄 隆 文

消 防 長 田 辺 弘 司 学校教育課長 石 坪 隆 雄 生涯学習課長 佐々木 直 彦
会計管理者 畑 田 朱 美 国土調査事務所長 林 秀 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤堂修壮） 日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。質問時間は30分以内で、また、答弁においても簡潔に行うようお願いをしておきます。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、1番、真倉議員の発言を許します。

○1番（真倉和之） 1番、真倉和之です。さきに通告しております大綱3点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、成年後見制度と行政の役割についてお聞きをしてみたいと思います。高齢化社会に入り、集落機能も衰退する中で、成年後見制度についての相談と遺言書などについてのよく話を聞かせていただきますが、これは子供たちが地区外に住居を構えているために、高齢と病気、認知症の始まりなどによる判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設へ入所する契約締結、遺産分割協議など、自分で行うことが困難な人の権利と財産を保護し、安心して生活できるよう支援するのが成年後見制度であり、既に判断能力が十分でない人は、法定後見制度であり、判断能力が低下する前に準備したい場合は任意後見制度ですが、次の2点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、今年9月の決算議会において提出された平成27年度の主要施策の成果に関する調書の権利擁護事業の報告で、成年後見制度の相談、対応、家庭裁判所への申し立て、支援も対応されていますが、今後は行政が主体となって対応していくべきではないか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。成年後見制度の今後の行政が主体となって対応していくべきではないかということについてでございます。9月の主要施策の成果に関する調書の中で報告させていただきましたように、成年後見制度の相談については、

保健課の地域包括支援センターの業務として行っております。地域において高齢者の方が尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう支援しております。その過程の中で、特に認知症のある高齢者の方や判断能力が不十分な方などで、権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要と思える方に成年後見制度をご紹介します、利用方法や手続などについてご説明させていただいております。また、一緒に家庭裁判所へ出向き、申し立て支援を行うこともございます。今後、行政が主体となって対応していくべきではないかということについてでございますが、地域包括支援センターとしては、引き続き、高齢者の方の権利擁護の上で、成年後見制度についてのご相談や利用促進について関係機関、関係者と連携し、対応させていただきます。また、身寄りがなく、成年後見制度の申し立てを行える親族がおられない方に対しては行政が対応してまいります。あわせて、この制度について、住民に対し、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 今後の行政の対応について答弁をいただきましたが、包括支援センターが引き続き対応していきたいというような答弁であったと思いますが、成年後見制度の対応には法的な関係、権利関係、あるいは税の関係など問題が関連してまいります。行政が対応するのが最善だと私も思います。広島市の例によりますと、成年後見制度の相談先は広島市の地域包括支援センター高齢者相談窓口で取り組まれています。北広島町の場合は、どのように対応、対策については答弁をいただいたとおりでありますので、そのとおりにより今後対応をお願いしたいと思います。2点目の質問に入ります。成年後見人は、全面的な代理権を有して、本人にかわって遺産分割の手続を行います。これは遺言書においても同じことが言えますが、相続人が固定資産、山林、田畑などの固定資産の相続を受け入れない、例えば相続放棄の場合の対応はどのようになるのかお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 固定資産等の相続を受け入れない場合の対応ということでございます。事例もありますので、税務課のほうからお答えをさせていただきます。相続を開始した場合、相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄という選択をすることができます。この相続放棄をするためには、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。固定資産税においては、全ての相続人が相続放棄を行った場合、相続をする人がいなくなってしまう。相続人がいないということで、相続人不存在ということで、固定資産税においては課税保留という形になります。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） この問題については、先般、法律の専門家とも縷々相談をさせていただきましたが、なかなか難しい。わしんとこへなんなら任せえやというような答弁でありましたが、最終的には市町の財産にすることもできない。国の財産にすることもなかなか難しいんでありましょうが、今、答弁をいただきましたように、相続人が不在の場合は、課税は留保となるという答弁でありましたが、土地の所有権は、誰の名義でそのときにはおるのか。名義がある以上は課税の対象というようなことも出てきますので、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 土地の名義についてでございますが、名義につきましては、相続をしな

いということで、そのままの名義になります。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） わかりました。なかなかこころがみやすいようで複雑になってまいりますが、固定資産、山林、田畑などの相続は、相続人が地区外に住んでいられる場合などは、国土調査の済んでない、特に山林などについては場所がわからんという問題が出てまいり、相続放棄ということにもなりますが、このようなケースが増加してくると今後考えられますが、今後の行政の対応については、どのような対策を考えておられるか。例えば山林なら、国土調査が済んでない場合は、どこあるのかわからないという問題も出てきたりすると、わしはこのことについては相続せんよというような問題が出てまいりますが、山林だけを相続せんというわけにはいかんのだろうと思いますから、その辺をお金ほどは欲しいが、あとの固定資産は要らんよというような問題も今から出てくるような気がするんです。そういうこと、ちょいちょいいろいろと聞かせていただきますので、再度そこの点をお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 相続放棄をされた土地の管理ということになると思います。この土地の管理につきまして、昨日も同じような質問があったと思いますが、行政が個人の土地、その他の土地を管理していくということは、これはできないと思います。これは一般的な回答になると思いますけど、全員が相続放棄をした財産、これは法的には相続財産法人という法人になります。相続財産管理人が選任されていなければ、その土地については放置されたままということになります。何かの利害関係及びその土地に関する事で何かをしたい場合は、相続財産管理人というのを選任するようになります。その相続財産管理人を選任すれば、それは国庫に帰属するというようになります。しかし一般的に、まず、その国庫に帰属すれば国が管理してくれるのではないかといいところがありますが、そういったものではありません。利害関係のある方がその土地について何かをしたい場合、その相続財産管理人を選任して、その方を相手にその土地を管理していくと。または管理といいますか、使用なり管理をしていくということになると思います。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 管理人を選ぶのはいいんですが、あそこを後を守りをしてくれる人がなかなかおらんのですね。今からそのことが大変出てきやせんかというような現実を思っております。今、私の事例で言いますと、地区外へ転出しておられるという場合なんか、田んぼの草から何か一つもかまわれんのですね。そこらの関係が非常に、特にこういう相続放棄でも出てきますと大変な問題が出てくると思いますが、今から、まだこれについての法律の改正も出てくるかと思いますが、それについては、しっかり考えて、国への要望をしていただきたいというように思います。それでは次に、地域の特性を生かした地域づくりについてお聞きしてみたいと思います。早く過ぎましたこの4年間、町長、議員の任期も残り少なくなりましたが、この4年間で、町民の福祉の向上のために何をすることができたと、ふと考えることがあります。今年度の施政方針で言われている地域特性を生かした地域づくりにどう生かされているのか。1点目は、集落支援員の配置、2つ目は、地域づくりコーディネーター、3つ目は、緑のふるさと協力隊員の受け入れで集落の活性化、4つ目が、新たに地域おこし協力隊の採用し、地域活性化へ環境整備の強化を図ると言われていますが、平成28年度の4分の3四半期が終わる時点で、どの地域に配置され、集落機能の衰退する中で、地域特性を生かした地域づくりがど

のような成果が上がりつつあるのか、具体的な進行中の成果をお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 地域の特性を生かした地域づくりの中で、集落支援員等の活動の内容でございます。まずは、集落支援員でございますが、集落支援員は、現在、芸北と豊平にそれぞれ1名配置をしております。集落調査をもとに随時地域課題の発掘や住民の話し合いの場の創出に努め、緑のふるさと協力隊や地域おこし協力隊とともに、現在集落活性化事業に取り組んでいるところでございます。続きまして、地域づくりコーディネーターですけども、今年度は委託によりこのコーディネーター業務をお願いをしております。業務としましては、特にお試し住宅の立ち上げや運営に関する指導助言、ここに当たってもらっております。また、集落支援員や地域おこし協力隊などの相談役としても指導助言をしていただいているところでございます。続きまして、緑のふるさと協力隊でございますが、今年度は、芸北地域に1名の受け入れをしております。活動としましては、芸北地域を4ブロックに分け、ブロック間のバランスを取りながら、農家、事業所等を訪問して活動をしております。また年間を通じて観光イベントでありますとか、そのスタッフとしても積極的に参加をしているところでございます。最後に、地域おこし協力隊でございますが、今年度新たに3名採用を受け入れをしております。地域的には芸北地域、大朝地域、千代田に1名配置をしておりますけども、これは全町域を見るというふうなことでございます。現在、地域に根差して住民とともに課題発掘に取り組む活動を行っており、緑のふるさと協力隊とともに地域住民に溶け込み、つながりを深めることで地域に明るさや活気を取り戻し、地域再生のきっかけになっていると思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） まあよう言えば、地域に元気を出そうとしていこうというのが、この4つの隊員の仕事だというように聞かせていただきましたが、地域の再生ということは、なかなか目に見えたことはできませんが、答弁いただきましたように、どのように今日までの成果が上がりつつあるのかということ、成果は何を期待をされて配置されているのか、この2点についてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 成果につきましてはですけども、まず、地域おこし協力隊、あるいは緑のふるさと協力隊につきましては、地域の活性化に寄与するというのもございますけども、その個人個人の経験でありますとか、生き方を身につけるといふような目的もございまして、双方で刺激をし合いながら、地域の活性に結びつけられればよいというふうなことでございます。まず具体には、大きくは、町内で7地区におきまして、これは今年度ですけども、活動しております。サロン事業の展開でありますとか、先ほど申し上げましたお試し住宅の展開、あるいは空き店舗を活用した事業でありますとか、あるいは特産品の開発、これらを各地域で支援員の総括的な動きとともに緑のふるさと協力隊、あるいは地域おこし協力隊、これらが相まって活動しているところでございます。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 主に7地域で活動しておるといふ答弁であります。いずれにしても、その地域を元気を出してもらいたい。活性化してもらいたいというのが私の質問の意でありますので、その点については、今後も引き続いて取り組んでいただきたいというふうに思います。次に、

地方創生加速化交付金を活用して3地域にお試し住宅を整備し、地域と連携し、暮らしの体験的な移住環境の提供により定住促進を図ると言われていますが、現在、工事がどこまで進み、いつから暮らし体験移住を進められるのかお聞きしたいと思います。次は、豊平地域のお試し住宅が設置される豊平地域の長笹地区のお試し住宅についてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今年度取り組んでおりますお試し住宅の整備の進捗状況でございます。お試し住宅につきましては、3カ所の整備を今進めております。地域ごとにその状況をお知らせいたします。まずは、長笹地区でございますけれども、長笹地区につきましては、お試し住宅として整備する空き家を決定いたしまして、空き家にある家財の整理が現在終わったところでございます。また、これから修繕箇所の範囲、あるいは内容の協議を行って、その後、改修に入るというふうな状況でございます。大朝地区につきましては、これも整備する空き家の決定が済んで、家財の整理も終わり、今現在、具体的な改修に着手しているところでございます。筏津地区につきましては、ここも整備する空き家が決定しまして、これから改修に入っていくというふうな段階でございます。体験移住の募集につきましては、いずれの地区も改修作業、利用料金等の条件設定が終わり次第、募集を開始する予定でございます。時期的には来年3月から募集を開始し、4月からの受け入れというふうなことを予定しております。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） お試し住宅については3地域で進めておるということでありますが、縷々話を聞かせていただきましたが、その中で、来年の3月から募集し、4月から入居を受け入れたいという意向のようでありましたし、もう一つは、利用料金の設定ということは答弁にあったと思いますが、幾らぐらい考えておられるのか。これがあまり高い料金設定になりますと、なかなか本当のお試し住宅になるかどうかという問題がありますが、その点をお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この料金設定でございますけれども、今、まさにそこを調整しているところでございまして、他地域の状況も勘案しながら進めてまいりたいと思いますし、料金設定以外にも利用期間というふうなこともございます。その期間設定の中で、利用料金も含めて総合的に設定をしてみたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） それでは次の質問に移ります。今回、お試し住宅が整備される長笹地域は、地形が盛り上がった地域に以前は170戸余りが生活されていたようですが、現在は70戸余りが生活されているようではありますが、長笹地域は、見渡しますと、一段と高いところにあるお寺のどこから見える景色のすばらしさ、バイク神社のどこから見える雲海は、まさに北広島の天空の長笹だと私は思います。お試し住宅の整備とあわせて、地域の特性を生かした定住促進に一層の力点を置ける地域だと思いますが、長笹地域は、元長笹小学校跡を長笹公会堂として利用され、地域コミュニティもできており、地域特性を生かした定住促進に取り組めば、立派な地域づくりができる地域であり、長笹周回道路も整備されており、空気もよく、人も温かい地域で、今後は行政が地域特性を生かした定住促進にPRの力点を置いた取り組みが必要だと思いますが、お考えのほどをお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 長笹地区での取り組みでございますけども、この地区は、以前から集落を挙げて、集落内の問題等に取り組むまとまりの強い地域でございます。現在も集落が抱える過疎化、少子高齢化の問題に取り組むために、集落の将来ビジョン作成に取り組まれているところであります。このたびのお試し住宅の整備につきましても、このような取り組みから生まれたもので、集落が直面する課題に集落を挙げて取り組む強い意思のあらわれと受けとめております。また、今議員がおっしゃられましたように、この地区は、高台から見渡す豊かな景観、あるいは民間が経営する施設との連携、リンゴの生産でありますとか、過去には農林水産大臣賞を受賞したよもぎ大福の特産品開発など、個性豊かな資源や特色ある地域づくりへの意欲がある地域でございます。これらの資源や特色を活用しながら、長笹地区の求める農業や集落活動の担い手となる移住者を呼び込んでまいりたいと思っておりますけども、これに対しましては、行政もしっかり入っていきながら、現在も集落支援員が入って、ここら辺の組み立てをしておりますけども、支援もしっかりしてまいりたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1 番（真倉和之） なかなか前向きな答弁をいただき、集落支援員としっかり連携してやっていきたいということですが、ただ、私が残念なのは、これだけいい環境の中にあって、人も温かいところで、行政のPRをもうちょっと上手にされること考えられないか。行政の一番欠点はPRが下手であります。その点についてどのようにしていこうと考えておられるのか。このことが今からの大きな行政の定住促進を進めていく上での大きな課題だというように私は思います。本当にあそこへ行ってみますと、地域の人と話をさせていただいたりしましても、非常に温かい地域でありますので、ぜひ地域特性を生かした定住促進にはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。では次に行きます。北広島町は、地域の特性を生かした定住促進を進めるべき地域はまだありますが、これを生かした定住促進に今後どう取り組もうと考えておられるのか。また、来年3月に、夫婦と子供3人で壬生地区へ定住される家族が空き家を改造されています。これは民間業者の紹介であります。空き家バンクを利用した定住促進には、お客と情報を多く持つ民間との連携した定住促進も一つの方策ではないかと私は考えますが、お聞きをしてみたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今後の定住促進、あるいは地域の特性を生かした地域づくりに対しましては、行政としてもしっかり支援をしていくというふうな考え方でございます。これは、今策定しております長期総合計画の中でも協働のまちづくりということ掲げております。今、例のありました長笹地区につきましては、特にその地域のビジョンを作成をしているところでございますので、そういうところの先進的な例も含めまして、行政の役割もしっかり捉えながら、進めていきたいと思っております。それと空き家の確保等について、民間業者との連携はとれないかということでございますけども、空き家につきましては、現在、登録物件の掘り起こしを進めておりますけども、今、行っている取り組みとしましては、町外の方が所有されている家屋に対する家屋敷課税、この通知の中にパンフレットを同封するとか、空き家アンケートに回答された方に個別通知をしたりしております。さらに、さらなる取り組みも必要と思っておりますので、今ご指摘にありました民間業者との連携、これは空き家対策会議でも、これに取り組むというふうなことでお話をしております。民間業者と連携しながら、物件の掘り起こしでありますとか、補助金制度の周知でありますとか、そこら辺に取り組んでまいりたいと思

ます。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 私が、なぜ民間と連携せんかという、掘り起こしが行政下手なんです。行政の一番の弱点は、空き家になったときに、できるだけ早う行って、帰られんのなら、考えんさらんかというような掘り起こしが一番上手でないというように思います。壬生地区へ子供3人を連れて定住される方は、来年の4月から壬生小学校へ入学の予定であります。そういうようにして人口を増やし、学校も人数を多くし、定住促進を進めていくということが大事だと思います。次に、地方自治体の公会計制度と予算編成への活用についてお伺いをしてみたいと思います。12月に入りますと、来年度の予算編成に入られますが、平成29年度予算は2月予算で骨格予算、6月議会で本格予算を提案されますが、先日、日本公認会計士協会が主催する地方議会における公会計情報活用の新たな進路という研修会に参加をいたしました。この研修会の中で、現状の地方公共団体を取り巻く環境の中での地方公会計制度の役割について、また、平成29年度に総務省が定める統一的な基準による財務書類などの作成や予算編成などへの積極的な活用が地方公共団体に対し促されたことによるその対応や考えについて説明がありましたが、これは平成27年1月23日総務大臣通知、統一的な基準による地方公会計の整備促進については総務省が定める統一的な基準による財務諸表の作成期限が平成29年度までとされていますが、このことについて、北広島町では何らかの対応が必要なのかお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 地方公会計制度は、現在の会計処理方法である単式簿記会計と並行して、複式簿記の会計の考え方を導入することで企業会計的な財政分析を取り入れ、資産、コスト情報をより正確に捉え、行財政経営への活用及び財務情報のわかりやすい開示を目的としている制度であります。本制度における財務諸表の作成方法につきましては、その制度導入当初から総務省方式や基準モデル、自治体での独自方式など複数の方式が存在しておりました。本町におきましては、平成21年度の制度導入当初から基準モデル方式を採用しております。これを今ありましたように、平成27年1月の総務大臣通知に従い、平成29年度までに総務省が定める統一的な基準へ移行する必要があります。本年度と平成29年度において移行、整備する予定でございます。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 今、町長の答弁の中では、基準モデル方式を採用しておると。統一的な基準への移行は本年度と平成29年度にて移行についての整備をしていくという取り組みでありましたが、早期な統一的な基準を願うものであります。次に、この公会計制度に則り、毎年財務諸表を作成されていますが、この財務諸表を行政施策に反映させるため、どのような活用されているのか。また、今後どのように活用していくのかお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 財政課からご答弁を申し上げます。先進的な取り組みをされている他の団体におきましては、作成をした財務諸表を予算編成の際の数値的な基礎資料として活用したり、また、施設ごとにコスト計算をして、その施設の改廃を判断する材料としまして活用するなど、さまざまな形で活用されているところもございます。本町におけるこれまでの活用方法としまして、公共施設の白書や公共施設等総合管理計画の策定に際し、この固定資産台帳を活



用してきております。今後の活用方法につきましては、他の団体の先進的な取り組みを参考にしながら、毎年の予算編成におけます基礎資料や公共施設の改廃を判断するための参考資料としまして活用できないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） これにつきましては、財務諸表を行政の施策へどうして利用しているかということについて答弁をいただきましたが、毎年の予算編成における基礎資料やら、公共施設の改廃の判断資料としておるという答弁であったように思いますが、今後の特に公共施設につきましては、今後の人口減少の心配と公共施設のあり方についても、しっかりこのものを基本にして検討していただきたいというように思います。それでは次の質問にいきます。研修会の中で、話がありましたが、先進地事例として、日々の業務にこの公会計制度を導入するため、予算の内容がわかりやすくなるよう、1科目1課に予算科目を変更した先進自治体もありますが、こうすることで、課ごとの予算額や仕事内容、決算における実績などがよくわかりやすくなり、町民にもわかりやすくなると思います。このことに関する町の見解をお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） この公会計制度を活用していく上で、財務諸表やそれを活用して作成したデータなどを町民の皆様にはわかりやすく開示していくことは必要なことであり、また、その活用方法などにつきましては、制度開始以来、全ての自治体の課題となっております。議員の挙げられた事例は、自治体におけます課の単位での取り組みや実績、成果を図る手法として、そうした手法が取られているものと思っております。仮に本町にこの方式を導入すれば、予算書の枚数が膨大なものとなり、自前で現在予算書を作成しております本町では、かえって事務的なコストがかかってしまうこと、また、本町では、職員一人が複数の業務を抱えており、精度の高い数字が算出できないなどのデメリットも考えられます。なお、現在作成しました財務書類は、毎年、議会の全員協議会で報告をするとともに、町のホームページでも公開をいたしてきております。今後は、町民の皆様にはわかりやすいよう情報提供の方法を検討していくとともに、予算書や各課の仕事内容についてもわかりやすくなるよう、説明資料の充実や作成方法の検討など、本町の実態に合った方法で考えてまいります。以上です。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 本町の実態に合った考え方をしていくということではありますが、理由のうちには、予算書の枚数が膨大になること、事務的にコストがかかり過ぎるという答弁のようでありましたが、実際先進地においては、そのことをやっておるわけでありますので、そのことを行政も研究して見ていただきたいと思ひますし、私も研究してみたいというように思ひます。では、最後の質問にいきますが、現在の予算書では、歳出の2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産費に3課から4課の予算がこれの中に入ってきております。非常にわかりにくいものでありますが、この款だけでも改善できないかお聞きをしてみたいと思ひます。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 町民の皆様にはわかりやすい情報を提供するということの必要性は十分認識しておりますが、先ほどの質問でご答弁申し上げましたとおり、デメリット等も想定される

中で、たとえ部分的でありましても、議員の言われる方式を導入することが妥当かどうかの判断もできていない現状におきましては、即座に来年度からの予算の実施は非常に困難な状況でございます。今回行います総務省の統一基準への移行を契機にしまして、そうした財務諸表の活用につきまして、本町に合った方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） なかなかそのことを分けていくのは難しいということのようではありますが、本町に合った方法を検討していただきたいと思いますと同時に、議会も予算の執行についての監視機能は持っておりますので、そのことについてできるだけ早急なる検討をお願いをいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（藤堂修壮） これで真倉議員の質問を終わります。暫時休憩します。55分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 43分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、一般質問を続けます。次に、14番、田村議員。

○14番（田村忠紘） 田村忠紘でございます。小見谷製鉄遺跡群を県の指定にということで質問をさせていただきます。本町の上石地区に清流小見谷川が流れております。その小見谷川沿いの上流に向かって、約4kmにわたり大規模な製鉄遺跡群が存在をしております。現在、確認されておりますものだけでも、製鉄遺跡が19カ所、炭窯跡が数カ所あり、さらに未確認のものが存在する可能性があります。この一連の遺跡群の保護と保存に努め、さらに、これらを後世に伝承せしめることを目的に、平成9年に14人の地元有志者をもって、小見谷製鉄遺跡保存会が立ち上がり、以来、毎年周辺の草刈り、手すりや案内板設置等を行ってこられたわけがあります。非常に整備がよく行き届いております。お手元にお配りをしております写真が地元の手によって整備された状況でございます。テレビご覧の皆さん、ちょっと小さいので申しわけありませんが、これでございます。平成23年から、比治山大学の安間拓巳准教授が深い興味を示していただき、毎年、学生とともに現地を訪れて、現地踏査と地形測量調査を実施されております。安間准教授によれば、この遺跡群の営まれた時期が正確につかめないということでもあります。小見谷川下流域に和浪原という地名が現在も残っております。吉川元春館建築に関する古文書の中に、この地名が出てくることから、中世ではほぼ間違いだろうということではあります。現在行っている地形、測量調査だけでは、時期を特定することが困難であり、発掘調査の必要性を訴えておられます。現在、当遺跡群は町指定の文化財となっております。発掘には大がかりな調査と財源が必要となり、町単独の事業としては困難な面があるのではないかと思います。この際、県指定の文化財として登録を申請し、ランクアップを図り、発掘調査を実現して、年代をはっきりさせ、後世に正確な事実を伝えたいと思うのであります。地元

保存会も県指定を強く望んでおられます。遺跡群を大切に守ってもらっているお礼の意味からも県指定を望むところでもあります。広島県内で最も多く製鉄遺跡が残っているのは、ほかならぬ北広島町であります。条件は整っていると思います。県指定への働きの意志はいかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 小見谷製鉄遺跡群のことにつきまして、生涯学習課からお答えいたします。豊平地域では、古代から江戸時代にかけての製鉄遺跡が約200カ所ほど現在確認されております。盛んに行われた鉄生産は、吉川氏の重要な経済基盤をなしていたと考えられております。この小見谷製鉄遺跡でございますけれども、平成20年に町の指定になったものがございますけれども、長年、この小見谷製鉄遺跡の測量調査をされてきた比治山大学、今年から教授になられました安間教授でございますけれども、安間教授によりますと、これらの遺跡が営まれたのは、中世でほぼ間違いないという所見であります。さらに、古文書資料に見える吉川元春館跡建設に携わった和浪の鍛冶という文言が出てまいりましたが、この和浪の鍛冶、要するに鍛冶屋です。この和浪の鍛冶がこの遺跡で鉄生産を行っていたということも想像に難しくありません。こうしたことから、吉川氏の地域支配や地域の生産活動、技術を知る上で極めて重要な遺跡であると認識をしております。今後、地元保存会と連携しながら県史跡指定に向け、県、広島県教育委員会と協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 町の指定を受けるまでにちょっとあれこれありまして、今の課長ではないんですが、前の文化財の担当者が地元の保存会の皆さんに対して、町の指定はすぐできると、安易な返事をして帰っておられたようであります。しかし、その後何年たっても放置されたままで、ついに私のところにどうなったんかという引き合いがありまして、早速教育委員会のほうに行きまして、事の次第を申しわけであります、それが平成20年の3月でありました。その場におきまして、これは忘れとったと、すぐ対処するからということで、そのために地元の協力もいただかにならんということで、それは、もちろんその場で皆さんは承認をされまして、ぜひとも町の指定を受けてくれということでありまして、その場におきまして、これだけの遺跡群があるから、県の指定は、これはすぐできるということをおっしゃったわけがあります。それから8年、何のこともなかったわけがあります。地元の人は非常に毎年毎年、写真をお配りしたように、きれいに草刈りをし、しかも案内板なんかは全部地元で整備されております。町はほとんど何もこれかんでないんです。残念なことでありますが、これだけ素晴らしい遺跡をもっと大切に扱っていただきたいということをお一つ申し上げたいと思います。それで、今の続きであります、地元の人は、またそれを信じて、いつまでも今日まで待っておられたんですが、いかに言うても遅いということでもあります。ここを斟酌していただきまして、一日も早くこの指定を受けるべく手続を取っていただきたいというふうに思うんですが、特に急いでほしい。いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 過去の経緯を今聞かせていただいたんですが、大変後手後手に回っておりますことを申しわけなく思います。県とも協議をしておるんですけども、ご質問の中に発掘調査をというふうなこともあるんですけども、これまで安間教授の調査成果、それから、かつて県と行いました中世城館遺跡保存整備事業での調査成果等、今ある既存の成果に基づい

て、このもので申請というのができるかどうかということをやっと県とも話をしておるところでございます。恐らく発掘調査も一つの破壊になりますので、今ある成果の中で、何とか指定がいただけるのではないかなということで、ちょっと今後詰めて、県教委とも協議をしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 教育長。

○教育長（池田庄策） 同じ回答になるかと思いますが、大変重要な遺跡であるという認識はございますので、県教委としっかり協議をしてみたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤堂修壮） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 発掘をすると原型を壊すということでありましたが、発掘する分には、恐らくそれはないと思うわけでありまして。安間教授も言っておられますが、多分中世で間違いはないだろうけど、確証はないということをおっしゃっておられます。今日配っていただきました、山城と吉川関連史跡ガイドブックには、既に吉川関連で小見谷遺跡がこれに載るとあります。間違いのないと言われるんだから、いいと思いますが、確証がないんですね、まだ。だから、これは世間で認められておるのではないと思うんですが、そのためにも早くこれを発掘をしていただきたいということでありまして、県指定受けたら、すぐ発掘になるかどうかということもわからんわけでありまして、仮に早く指定を受けた場合は、地元としてはどのようなことを今後やっていく必要がありますか。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 県指定になったから、地元には義務が生じますとかいうことはいないとか、遺跡を大切に、これまでどおり大切に思っていたら、大事にしてくださいと。できれば引き続き、草刈り管理等も行っていただくと非常にありがたいと思っております。発掘調査につきましては、確かに遺跡の性格をよりはっきりさせるためには、発掘までいかにしても、例えば試し掘り、試掘調査という方法もございます。その辺は、県と協議をしながら、必要があれば、そういった試掘、発掘調査というものも今後考えていければというふうに思います。

○議長（藤堂修壮） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 先ほど申し上げましたように、北広島町は、たたら宝庫でありまして、広島県で一番多いということになっております。県は注目しておってくれるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 先ほど200カ所というふうに申し上げましたけども、これももとは、当時の豊平町教育委員会と一緒に県教育委員会が、もう30年以上になりますか、くまなく豊平地域を歩いて、その存在確認調査を行っていった結果として200カ所というのが現在知られているわけでありまして。県としても評価は高くされておりますし、その後の中世城館遺跡保存整備事業でも古文書資料等にも関連する地名が出てくるというところで、大変重視をしている吉川関連の遺跡で間違いないだろうということでありまして。本日、中国新聞にも載っておりましたけども、日本遺産の認定に向けて、安芸高田、三原、北広島町が今取り組みをしておりますけども、この日本遺産の中に、国、県史跡、指定遺跡だけではなくて、当然この小見谷遺跡も当時の生産遺跡として重要な意味を持つということで、それらも含めて日本遺

産の中に組み込んでいくべきものだろうというふうを考えております。

○議長（藤堂修壮） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 町の指定を受けるとき、当然ですが地元の地権者の同意がないといかんと  
いうことで、町の指定範囲が全部、もう地権者の了解はもらっております。従いまして、手続  
としては非常にやりやすいんじゃないかと思えます。それから権利と義務ということも地元の  
方もよくご存じであります。壊してはいけないということによく認識しておられます。従いま  
して、手続についても早くいくんじゃないかと想像するんです。何とか町の段階、申請も急い  
で、県の尻をたたいていただくように課長にもお願いし、教育長にもお願いして、私の質問を  
終わります。

○議長（藤堂修壮） これで田村議員の質問を終わります。次に、16番、大林議員。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しております過去の検討課題のその  
後の状況について質問いたします。今までさまざまな分野について質問や提案をさせていただ  
き、実現し、町民の皆さんから喜んでいただいた事案もありますが、一方で、さまざまな課題  
から検討中の事案もあります。そこで今回は、検討中の問題について、その後の検討結果、あ  
るいは実現に課題があれば、その状況についてお伺いをいたします。1つ目は、私は平成26  
年12月の一般質問で、高速バスの問題について2件提案をいたしました。1つは、高速バス  
の待合所へ行く通路に雪や雨が舞い込んでくるので、通路にアクリルなどで壁をつくることは  
できませんかというものでございますが、これについては、先般実現をしていただき、利用者  
の方に喜んでいただいております。もう1件は、広島千代田間の高速バス料金の見直しにつ  
いてであります。広島バスセンターから千代田インターまでの所要時間は50分で、料金は13  
10円であります。1つ手前の広島北は、広島バスセンターからの所要時間38分で、料金は  
790円でございます。広島北と千代田インター間の所要時間は12分で、増加料金は520  
円と大幅にアップしております。多分、バスに乗られて前の料金表見ておられる方は、この急  
に上がる料金に驚かれているのではないかと思います。これと比較いたしまして、高宮から三  
次までの所要時間は22分で、増加料金は20円でございます。所要時間が10分長いのに、  
料金は逆に500円安いという現状であります。他の区間と比較いたしましても、千代田イン  
ターまでのバス料金が割高になっていることがわかります。公共料金は公平が基本であり、一  
般的には距離に比例するものと考えます。現にバス会社の運賃制度は、対キロ区間制という制  
度を導入しておられまして、距離に応じて運賃額を設定する方式でございます。これを適用す  
れば、バスセンターから千代田インターまでのバス料金は、現在の1310円から950円程  
度になるのではないかというのが私の試算であります。この差は非常に大きいので、通勤や通  
学などで利用しておられる方にとっては影響が大きいと思えます。そこで、行政として、バス  
会社や中国運輸局に対して、他地域と公平な料金に改定するよう働きかけていただきたいと提  
案をし、答弁では、バス事業者、中国運輸局をお願いをしていきますということでございま  
したが、その後の状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 高速バス料金のことでございますけども、まずは、中国運輸局への対応  
でございます。中国運輸局に対しましては、現状の説明、見直しについて協議を行っておりま  
す。回答としましては、現状は認識しておるけども、バス料金については認可ということにな  
っておりますので、各運行事業者が申請をすれば審査を行うというふうなことでございます。

バス事業者に対してですけれども、バス料金の見直しのお願いと協議を行ってまいりましたけれども、千代田広島間の料金は適正であるとの認識と、他の路線への影響から、現状では見直しを考えてないというふうなことで、なかなか調整がついておりません。このような状況から、早期の見直しは難しいと思っておりますけれども、引き続き、事業者のほうには要望してまいりたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） バス事業者の方が、現在の料金体系に問題がないというふうに言われたということでもありますけれども、私、この提案を最初にする前に、備北交通の本社のほうへ行ってきました。そこで、営業部長さんのほうから、確かにおかしいということでありました。ただし、高速バスができた当時は、広浜線といえますか、JRの在来線がありましたので、そのことの整合性をとるために同料金にしなければならなかったと、これは中国運輸局の指導でありましたということでもあります。その後情勢も変わってまいりました。在来線の役目と高速バスの役目は違って来たこともありまして、中国運輸局も、それは合理的な理由があれば、在来線と高速バスの料金が違っていてもいいという見解に変わってるといふふうに聞いております。そういったことで、バス事業者の方も、私に対応したのは営業部長さんでございましたけれども、十分認識しておるといふことでございました。現在の料金が正しいという回答ではありませんでした。ただおっしゃったように、その一事業者だけの問題ではなくて、ほかにも数社関係しておりますので、調整は難しいし、このようなことが実現できれば、会社にとっては減収になるということもあると思っておりますので、そう簡単なことではないと思っておりますけれども、やはり公共料金であります。今、道の駅はバスの駅ともなっておりますけれども、環境の問題であるとか交通渋滞を解消するためにもバスを使ってくださいということをおっしゃるわけですから、ぜひ、相手の言われる論理を論破するだけの根拠は十分あると思っております。公共料金でなければ競争料金でございますから、そのことはありませんけれども、各社が競争ではなくて同一料金を使っております。これは公共料金で、認可料金であるというためであります。そういった意味からも、もう少し強力に推していただきたい。それから、以前、私がこの提案をした後、企画のほうでも対応してもらいましたので、そのときの状況は聞きましたけれども、消費税の10%値上げはある。来年の4月でございましたけれども、そのときの料金改定に合わせて検討しますというふうな回答いただいております。今回、消費税の改定も2年半先送りになりました。平成31年10月ということで、そういった意味で、これだけの料金改定は難しいと思っておりますけれども、そういった機会を捉えれば可能であるのかというふうに思います。そこらの対応やっていただけなのかどうか。それから、もし必要であれば、私も言い出した者でございますので、責任もありますので、町民の方の署名活動、そういうものも必要であればやっていく必要があるのではないかと、そのように考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この問題につきましては、議員おっしゃられましたとおり、現状をしっかり整理をして、相手方にしっかり説明がつくもの、こちら辺をもって要望に上がらないと、なかなか受け入れてもらえないというところはございます。こちら辺のところも現状をしっかり踏まえて、こういう考え方で料金の改定を要望するものであるというふうなものをもって、また、しっかりと要望にまいりたいと思っております。また、その機会につきましては、消費税云々というふうなこともありますけれども、そのためにも早目の要望を進めてまいりたいと思

います。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） ぜひ、その辺の論理的な構成をして対応していただきたい。私も、バス会社からも資料等いただいておりますので、また、26年のときにも詳しく申し上げたと思うんですけども、きょうが二度目になりますので、そこは申し上げませんでした。そういった資料もありますので、ぜひお渡しいたしますので、論理的構成をした上で対応していただきたいと、一日も早い実現をお願いしたいと思っております。次の質問でございます。これは平成27年、昨年12月に提案をいたしました産直システムの改善についてでございます。平成23年にきたひろネットの光ケーブル回線を活用した産直システムが導入されました。このシステムは、出荷事務の労力軽減、売り上げ情報等によるビジネスとしての戦略的な生産出荷、産直施設の一元化、生産者、ネットワークの構築などを目的として約2600万円をかけて導入されたものでございます。システムの内容は、当日の1時間ごとの売り上げ状況がわかります。また、過去の売り上げ履歴や売れ筋ランキングを見ることもできます。そしてラベルの印刷や生産履歴などをつくることのできるシステムでございます。出荷登録者は約350人いらっしゃいますけれども、現在76の生産農家や農業法人に配備されております。しかしながら、このシステムは、処理速度が非常に遅いと。また年間の販売額や商品別販売額のデータはシステムの中には蓄積されており、ディスプレイで見えることはできますが、このデータを個人が分析することができません。せっかく貴重なデータがあるにもかかわらず、来年の出荷計画を立てるために活用できません。また、初めて出荷する商品についてはラベルの作成ができないという現実もあります。このような問題がありますので、システムの見直しを提案いたしまして、出荷者協議会、事務局、指定管理者、開発業者で協議し、解決に取り組んでいきたいという答弁をいただきましたが、現在もそのままでございますので、その後の状況についてお伺いいたします。また、このシステムは整備後5年が経過しておりまして、端末設備の故障が発生しております。そのことによって、故障中は使えないということで大変不便をされております。予備機の在庫もあまりないようでございますので、これから故障もだんだんと多発してくるというふうに思いますが、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 昨年、議員から産直システムの改善についてのご質問をいただきました。4点ほど改善要望等いただきました。このことについて、システムを開発しておりますコトブキノソリューションに照会したところ、有償での改修となることなどから、現時点では、システム改善には至っておらないところでございます。出荷者の方々に貸し出しています、利用していただいております産直システム、万事万端、の端末機械について、導入後5年が経過しております。年々、故障件数が増加傾向にあります。また、故障の都度修理を行っておりますが、年数が経過していることなどから、修理部品が少なくなっており、今後、修理ができなくなる課題等が考えられております。このような状況で、現在の産直システムの更新を含めた検討が必要と考えております。しかしながら、新たなシステムを構築するとなると導入経費、負担を要することから、まずは現在のシステムの実態を把握するためアンケート調査を行います。その結果をもとに関係者、関係機関と協議を行いまして、更新を含めた方針を決定させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） システムの改修が有償であるというのは当然のことだと思います。そういう瑕疵があったわけではありません。当初のシステムに問題があったということでございます。有償だからできないというのは、確かに財源の問題あると思いますが、どのぐらいかかるからできないという判断をされたのか、そこを伺いたいと思います。それから、端末設備が5年を経過して部品もなくなっているということでもありますけれども、まだ5年でありまして、2600万円もかけたシステムが5年でもう使えなくなるというのは、あまりにもちょっと計画自体が無責任なことではないか。道の駅、これは舞ロードICだけではなくて、町内の道の駅、皆使っておりますけれども、これはこれから未来永劫続いていくわけでありまして。それをサポートするシステムが今、先行きが見えないような話がありましたけれども、これではあまりにも無責任な計画であるというふうに思います。そこらをもうちょっとどのように考えてらっしゃるのか。それからシステムについてアンケート調査をされると言われましたけれども、使ってる方は76人、法人とあります。それよりも、出荷者協議会等と話をすれば、すぐに課題とか、そのアンケートの結果は出てまいります。時間をかけたり経費をかけなくても、出荷者協議会でも、全体だと350人おりますけれども、役員だけでも対象にヒアリングをされれば、アンケートをするまでなく、実態はわかるし、課題も出てくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 改修費用についてのご質問がまず1点目ありました。昨年、要望等がございました処理速度が大変遅いとか、レジ通過したのに通過したデータが反映されていないなどについては、調査が必要だということだそうです。この調査費用については金額の提示はいただいております。それとあと年間の販売額、商品別の販売額について、そのデータを出荷者の個人のデータについて、出荷者のパソコンに取り込むことができればいいんだがなという、出荷計画を立てるなどに活用したいというようなことについては、やっぱりこれもシステムの改修が必要だそうです。出荷ラベルの余白にコメントが入力できないのかというところの質問がございました。これについても、現システムの対応は可能であります。システム改修が伴って、端末にキーボードを設置することとなるそうです。これにあっても、金額については、詳細については聞いておりません。二千何百万かけて、このシステムを導入したわけですが、5年経過して、そのシステムが古い、計画的にずさんじゃないかというような質問でございます。そのソフト的な面の改修についても5年が経過しているという中で、使い勝手が悪いとか、今の時代にそぐわないとか、そういうことが考えられると思います。5年前に導入したこの万事万端、そのシステムが導入した計画がずさんだということに対しては何とも言えないんですけど、当時では、そのシステムが一番よかったから導入したわけでございます。それが5年たって、現在の時代にそぐわないとか、扱いが難しくなったというような話でございますので、5年たったから、その計画がずさんだということはなかなか言えないのではないかと思います。それとアンケートの話でございますが、供用開始させていただいて、一度アンケート調査を実施しているようです。その段階で、こういうところの不具合について改善を図ってきているところでございますが、5年も経過しておりますので、再度皆様方に聞くなり、アンケートをするなり、それこそ、先ほども言われましたように出荷者協議会等と会議を持ちまして、協議した上で、アンケート調査等は実施させていただければと考えております。

○議長（藤堂修壮） 町長。



- 町長（箕野博司） この件につきましては、いずれにしても出荷者協議会の皆さんと早急に、早いうちに話し合いを持たせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議長（藤堂修壮） 大林議員。
- 16番（大林正行） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。このシステムありきでなくていいと思っております。安芸高田とかもありますけれども、そういったところでは、こういう端末はなくて、ラベル印刷は産直施設に行って行くと、それから売り上げ情報等はパソコンであったり、スマホであったり、そういったもので確認できるということもあります。財源の問題等もあると思いますので、総合的に勘案して、今後の方針について出していただければと思いますので、お願いいたします。それでは次の質問でございます。やはり産直の関係でございますけれども、産直システムが配備されていない出荷者、ほとんどの方でございますけれども、道の駅の裏口の狭いところで、1台のラベル印刷機を使って、共用して作業しております。非常に狭くて不便で混雑しております。特にこれからの雪とか雨の日は寒くて出荷者の皆さんは困っておられるために、出荷調製施設の整備について提案をいたしました。これに対して、混雑していることは聞いていると。出荷者協議会や指定管理者の意向を確認しながら、施設の整備について協議、検討していきたいという答弁をいただきましたが、その後の状況について伺いいたします。
- 議長（藤堂修壮） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 建物の裏に搬入スペース通路があります。その場所には、POSラベル印刷機械も設置してあることなどから、出荷時間帯により混雑するため、新たな出荷調製施設の要望がされております。このことについて、春に施設管理者を含めました関係者と協議を行っております。現在の建物に隣接しました新たな施設の設置については、施設を整備した補助金等の制約があるとのことで難しく、具体には至っておりません。限られたスペースでの搬入時の混雑解消のため、POSラベル印刷機の設置箇所の検討や搬入方法、例えばあらかじめ自宅などでラベルを張って搬入していただくなど、出荷の際のルールを再度確認しながら、現施設空間での有効利用について、出荷者協議会や指定管理者でありますきたひろ市場と引き続き協議をしております。
- 議長（藤堂修壮） 大林議員。
- 16番（大林正行） 補助金をいただいているということで、増設はできないということでございますけれども、場所的には、今、外に、建物の外にスペースはあるということで、私も立ち会って、役場の方も立ち会われて、そういう確認もいたしました。スペースはあります。ただ、そのときも補助金の関係という話はなかったんですけれども、あまりここでは言えませんが、いろんな工夫があるんじゃないかと思えます。どういう制約なのか、また私も研究してみても、何とかしないと、他の産直施設も、私もまた出荷者協議会でも毎年視察研修しておりますけれども、どこも大体20㎡以上のそういった専用施設がございます。そこに少なくとも2台以上のラベル印刷機があります。これから出荷者を増やそうと言っても、朝、行列ができておる。寒い雪が吹き込むようなところで行列をつくって待っていると。特に高齢になりますと、なかなか端末の操作がそうスムーズにいきません。難儀しながらやっておられるというようなこともありますので、ぜひ、どうしたらできるかという観点でご検討いただきたいと思います。それでは、4番目でございますけれども、本地明神ハイツの水道でございますが、今までは団地内の水道施設として自主的に運営をされてきましたが、今回、簡易水道の給水区

域に編入していただきまして、切りかえも完了いたしました。住民の方も大変喜んでおられます。また、隣接する丸押地区も給水区域に編入していただきました。丸押地区は明神ハイツと中国自動車道や国道261号線を挟んで向かい側にあります。現在、井戸により水の確保をしておられますが、長年水の出が悪く悩んでおられます。そこで、明神ハイツの水を丸押地区へ延長していただきたいと思いますが、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 明神ハイツの対岸にございます丸押地区への給水についてのご質問です。明神ハイツと中国自動車道、また国道261号線を挟んで対面する丸押地区の一部、この一部にございますけれども、ゴルフ場より広島市側に位置する4軒程度の小集落でございまして、ここについては、今年度に設計をし、来年度に配水管布設工事を実施するように予定をしております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 今年度設計、来年工事ということでございました。目処が立ちまして喜んでおられると思います。おっしゃいましたように、ゴルフ場から広島側ということでもありますけれども、その下側と申しますか、役場寄りにも集落があるんでございますけれども、その辺への延長についてはどのようにお考えなのか。相当経費もかかると申しますけれども、そこらの見通しがございましたら、お願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 今、議員がおっしゃいました役場寄りへの地域についての接続でございます。これは、接続希望や水源の水量、そして事業費など総合的に勘案をして、将来的に検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） わかりました。次の5番目の質問でございます。子宮頸がんワクチンの接種状況と、副作用の発生状況について質問いたします。がんは、死亡原因の中でも最も多い病気であり、人類にとって克服しなければならない病気ではありますが、予防することができず、早期発見、早期治療が第一と言われております。しかし、がんの中でも子宮頸がんは唯一予防できるがんがあります。子宮頸がんは、女性特有のがんの中で乳がんに次いで多く、特に20代から30代の女性については、発症する全てのがんの中で第1位であり、日本国内では年間約2700人の方が死亡されております。子宮頸がん予防ワクチンは、世界保健機構WHOが推奨し、世界100カ国において承認され、使用されております。日本においても平成25年4月1日から予防接種法を改正し、子宮頸がん予防ワクチンを全額公費で賄う定期接種に指定しました。しかし、ワクチン接種後に因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、つまり副作用が出たことから、政府は、平成25年6月14日に原因解明ができるまで接種を積極的に勧奨しないことにし、現在もその状態が続いていると思いますが、本町における子宮頸がん予防ワクチンの接種状況と副作用の発生状況についてお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からお答えさせていただきます。本町の子宮頸がんワクチンの接種状況でございますが、平成27年度は接種者はおられません。平成28年度9月末現在におきましても接種者の方はいらっしゃいません。子宮頸がんワクチンは、通常1人3回接種となりますが、現在のところ、そういう状況でございます。副反応についての状況でございます。

が、副反応の相談、あわせて副反応の救済制度の申請についての問い合わせ等もございません。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 副作用の可能性があるということでは、子供さんも保護者の方も不安であり、接種を躊躇されるのは間違いないと思います。27年、28年ゼロということですが、子宮頸がん予防ワクチンというのは、がんを封じ込める画期的な予防接種であると思いますので、副作用の原因解明を早急に実施し、一日も早く積極的な再開をしてほしいと思っておりますけれども、これは、この町ではどうすることもできませんけれども、現在の国の動向について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 国の動向についてお答えいたします。議員がおっしゃったように、子宮頸がんワクチンについては、平成25年6月から厚生労働省により、積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されております。現在もなお、積極的勧奨の差し控えは続けております。厚生労働省によりますと、やはり副反応についての可能な限り調査を実施し、専門家あるいは専門機関のほうの会議によって分析評価を行った上で、改めて積極的勧奨の再開をするということを厚生労働省は言っております。しかし定期的予防接種としての位置づけには変化がなく、希望者の方が有効性とリスクを納得され、接種をご希望されれば、これまでどおり定期接種としてのワクチン接種は可能となっております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 国のほうの検討もあまり進んでいないようでございますけれども、今、日本で使っているワクチン2種類というふう聞いておりますけれども、これは日本だけで副作用が発生しておりまして、諸外国では発生していないということで、非常に納得いかないような感じもするんですけれども、これは我々レベルでどうすることもできませんけれども、ぜひ、いろいろな機会を通じてワクチンの接種ができるように、そして、がんが予防できるようにご努力をいただきたいと思います。最後でございますけれども、町長は、町長就任以来、公約の実現に町民の声を聞きながら取り組まれ、実質公債費比率16.7%に改善され、借金であります地方債の減少、貯金である財政調整基金の増加、転入者から転出者を差し引いた社会動態をプラスに、また、長い間実現しなかった千代田工業流通団地の完売など、客観的な数値にあらわれる成果を数々上げておられます。しかしながら、1期4年で実現できる事業には限界があり、まだまだやり残したことがあるかと思えます。また、地方創生の総合戦略や現在作成中の第2次長期総合計画の実現という責務があります。それに向けての決意や意気込みを伺うつもりでありましたが、一昨日の同僚議員の質問に対して、町長は力強い決意表明をされましたので、この質問については省略させていただき、私の質問は終わります。

○議長（藤堂修壮） これで大林議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 49分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、一般質問を行います。次に、10番、伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 10番、伊藤、次の2点について質問いたします。平成28年最後の一般質問となります。紅白歌合戦でいうならば、北島三郎か五木ひろしというところですが、そこまで私は力はございません。それでは始めさせていただきます。新町建設計画と平成29年度予算案について、まず質問いたします。この質問は例年のごとく、この時期、あるいは来年度早々3月定例会で質問した事項でございますが、今回は、特に選挙の関係か何かで2月骨格予算ということでもあります。そういった意味でも、今回を逃したら次回はないというふうに思っておりますので、質問いたします。新町建設計画の進捗率の伸びは、事業費ベースで平成26年度芸北46.5%、大朝31.2%、千代田75.7%、豊平35.3%となっており、千代田以外は決して芳しいとは言えないのではないのでしょうか。今年度まで、学校関連の耐震化、統廃合により新築、増改築事業、また消防の無線デジタル化など主要事業を優先させ、新町建設計画はなかなか進まないというのが現状であり、また、5年間、この合併特例債等の適用も延びているので、その範囲内で進める事業については進めるということが前回の3月定例会のときの答弁でございました。まず、新町建設計画の進捗状況をお聞かせください。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 新町建設計画の進捗状況でございます。平成25年度から27年度までの各年度の事業費ベースの進捗状況についてお知らせいたします。まず、芸北地域、平成25年度が45.0%、26年度45.6%、27年度46.2%、次に大朝地域でございます。平成25年度30.7%、26年度32.1%、27年度33.3%。次に千代田地域でございます。平成25年度71.1%、26年度75.7%、27年度78.3%。最後に豊平地域でございます。平成25年度32.4%、26年度35.3%、27年度43.1%。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 多少の伸びはあるものの、先ほども言いましたが、千代田が78.3%で、約2%強の伸びですね。あとそれほどの伸びがない。豊平がちょっと伸びがいいかなというぐらいで、この状況に至って、毎年聞くんですけども、まず、進捗状況について、この数字を見て、町長どのように思われるか、まず、お伺いします。
- 議長（藤堂修壮） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 新町建設計画は、合併によるまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に策定されたもので、この計画に則り、本町の均衡ある発展を目指していくことは必要であると思っております。この新町建設計画の進捗状況において、地域間に差異が生じているのは認識しておりますが、新町建設計画に掲げた以外の事業につきましても、その事業の緊急性や必要性などを勘案して事業執行をしているところでございます。
- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 今町長答弁いただきましたが、新規事業もいろいろあり、なかなか伸びないというのもあり、財政状況からして、そういうことも言えるかと思えます。しかし、いつも

のように言うんですけども、新町建設計画そのものの意味合いというか、それがだんだん薄れてきているように思います。この11年間、12年間、千代田除いて進まないというのが現状で、ある意味千代田は人口下げ止まりしているというの也有ります。がしかし、周辺部に至っては、人口が著しくというか、非常に減っているのが現状、それを食い止めるのも町の仕事ではなかろうかと思うわけですが、31年度までに合併特例債延長の期限内で進める事業が幾つもあるはずで、平成29年度骨格予算に組み込まれる事業はどんなものがあるか、お伺いします。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 平成29年度の予算編成につきましては、来年3月が先ほどもありましたように、町長及び町議会議員の改選期に当たるため、経常経費を中心とした骨格予算を2月定例議会へ提出、その後、政策的な事項については肉づけ予算として整理し、6月定例議会へ提出する予定でございます。現在、経常分、政策分の仕分けも含め、予算編成作業を行っている段階であり、回答できる状況にはございません。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 今現在編成作業をしているということで、答えられる状況にはないということですが、1カ月もすると、もう発表しなくてはならないと。かなりの部分で、もうでき上がらなくても不思議はないというふうに思うわけですが、2月までは答えられる状況にはないということで、それではお伺いするわけですが、前回の質問の中で答弁された美術館の問題ですね。そうしたものなんかもまだ答えられる状況にはないのかということをお伺いします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 新町建設計画に盛り込まれております事業につきましては、全てを実施することは難しいとは思っておりますけども、シンボリックな事業については進めていきたいというふうな思いの中で、美術館構想につきましては、現在構想案を取りまとめているところであります。この整理ができ次第、大朝地域協議会を初めとしまして、関係各所に説明をし、協議をしたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 企画課長が答弁されたのも、課長はかわられたので、事が変わるのかなと思ってたけど、変わらないので一安心いたしました。そうした町民が望んでいるのは漠然とした事業内容でなくして、今言われるように、これ一つの美術館の例ですけども、そうしたものを提示されることが一番好ましいわけです。そうしたことを今度2月骨格予算には発表できるということで期待しております。それでは次に、先ほど言いましたが、地域格差の問題ですね。そうした格差の問題をいかに是正するかということで、骨格予算はどのように組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 地域格差の是正ということでございますけども、骨格予算という話にはならないかと思いますが、考え方としまして、先ほど申し上げましたように、新町建設計画の残事業、これを全て実施することは時間的、財政的に非常に難しい状況であると考えております。そのことから、先ほどの美術館構想もそうでございますけども、地域におけるシンボリックな事業、あるいは緊急性、必要性の高い事業から、選択と集中により着手してまいりたいと考えております。

- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 我々周辺部が望んでいることは、そうしたところに目を向けた予算を編成していただきたいということです。それで、見直しのことは通告には書いてないわけですが、今までどおり踏襲するというのでいいわけですか、見直ししなくて。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 新町建設計画自体の見直しは行っておりません。
- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） だから、踏襲するということですね。もう一回原点に戻りたいんですが、新町建設計画そのものは各町持ち寄った計画ですが、意味合いは何なのか、わかりやすく説明していただきたいと思うわけですが。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） この新町建設計画の意味合いということですが、これにつきましては、町長が最初申し上げましたとおり、合併によるまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に、均衡ある発展を目指していくというふうなことで策定された計画でございます。
- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 均衡ある政策ということですね。それを必ずとは言いません、100%とは言いませんけど、数字にも出ますように、ある程度の数字を出さないと、十何年もたったわけですから、新町建設計画の意味合いそのものが薄れてくる。かといって、その当時つくられた行政の人であり、それに携わってけんけんがくがくした議員であり、そうした方々の思いを思うと、何が何でも一つ一つ確実に毎年事業を進めなくてはいけないというふうに思っておりますが、どのようにお考えかお尋ねします。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） この新町建設計画につきましては、合併時において、議員おっしゃられましたとおり、この新町の発展を目指して各地域で考えられた計画でございます。これを尊重し、実行していくことは大切なことだと思っておりますけれども、状況としまして、合併後かなり状況も変わってきております。その中で、新町建設計画以外の事業につきましても、必要なものは、その重要性、緊急性をもってやっていく必要があるということで進めてきてまいっております。それを総合的に考えての均衡ある発展ということも、考え方として必要と思っておりますので、そういう意味合いで事業推進をさせていただいております。
- 議長（藤堂修壮） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 財政との関連もあるので、何が何でもということは私も言いませんけども、一つ一つ確実に前に進んでいただきたいと思えます。次に、平成29年度予算について質問いたします。町政2期目の予算ということで、骨格予算といえども大切な予算であります。主要重点施策は何か、できるだけ、具体的なものがあるのであれば、先ほどもちょっと聞いたんで、編成中で答えられないのかどうかも含めて答弁願います。
- 議長（藤堂修壮） 町長。
- 町長（箕野博司） 本町におきましては、昨年度、北広島町総合戦略を策定し、向こう5年間で重点的に取り組む施策、事業を定め、また現在策定中の第2次北広島町長期総合計画では、今後10年間の本町のまちづくりを実現するため、施策体系、実施事業を定めることとしております。来年度の予算編成につきましては、町の指針となるこれからの計画に基づき、目指す町

の将来像に向けて施策の展開を図ってまいります。なお、集落支援員や地域おこし協力隊などによる地域づくり振興対策や若者を中心とした定住対策、子育て支援対策、観光交流促進、ふるさと夢プロジェクト事業、元気づくり推進事業などにつきましては、本町における最重点施策と位置づけて、引き続き、切れ目ない事業展開を図るとともに、行政と町民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 切れ目ない事業計画、そこら辺をどういう予算編成になるか期待をいたしておるところですが、きめ細やかな予算編成ということも考慮に入れ、また、周辺部への配慮も考慮に入れ、予算編成に当たっていただきたい。ただ、そこには財源が伴いますので、そこら辺も考慮に入れていただきたい。財源の問題ですけども、今大変な問題になっている水道事業の水源確保、大きな予算が動きそうな感じがいたしておりますので、予算編成にかなり食い込んでくるというふうに思われるわけです。そこで、水道事業の水源確保について、9月23日の全員協議会での説明、あるいは資料から少し質問させていただきます。概算事業費で壬生浄水場増設工事23億円程度で、平成29年から30年の実施、平成31年供用開始ということですが、ダム湖取水施設、導水管布設最大20億円程度で、平成29年から37年ということですが、それから暫定取水工事、平成29年から30年で平成31年取水開始ですね。この予算額はどれぐらいになるのか、全員協議会の資料には提示されていないんですが、これは23億円の中に含まれているのかどうかもあわせてお尋ねします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 水道事業の水源確保事業に関する予算、事業費のご質問でございます。浄水場の整備には、取水施設、新しく壬生浄水場の近くに新設する取水施設の事業費は23億円程度というふうにお知らせをしておりますが、その中に含まれております。それから、ダム湖からの取水の導水管にかかわる事業費、これは最大20億円を見込んでおります。漏れがありましたら、済みません。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 暫定の取水工事費です。あれは幾らになるのかということ。29年度から工事が始まるんでしょ、取水工事の。もう出とつても不思議はないですね、大体。概算でいいんですけど。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 新しく建設する暫定の取水施設、事業費でありますけれども、現在設計中でございます。1億から1億5000万円の間ぐらいではないかというふうに思っております。これは23億の中の内数でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 23億の中の予算はわかるんですけども、1億から1億5000万円という予算、29年度にはもう要るわけですよ。だから10年たって、それを23億円を10年たって払う、支払うということじゃないんでしょ。ちょっと意味がわかるかな。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 財源の話、23億については。

○議長（藤堂修壮） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 35分 休憩

午後 1時 39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 再開します。上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 浄水場の23億円については、29年度、30年度で執行する予定でございます。財源としては水道事業債に頼る予定でございます。一部内部留保金を充てる予定でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 1億5000万ぐらいを暫定の取水工事に当てるとということで、財源としては水道事業債、それを充てると。一部、内部留保するということで理解していいわけですね。それは10年後には撤去するわけですね。非常に無駄になると。私、全協の資料から見て、これが全部もう決定事項なのか、それとも、どれもこれも決定事項じゃないのかというところをはっきりしないんですが、もう一回、大まかな質問なんですよ、これ。ちょっとお答え願えますか。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 全協資料にございます事業費、事業計画は、9月にご説明をさせていただきましたその時点、今も変わりませんが、現時点での事業費見込みであり、事業計画でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） でしたら、国とか県との交渉事項というか、これはもう全て終了したというふうに見なしていいわけですか。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 来年4月1日のダム使用权に基づく水利権を取得するために今現在、国交省に向けて申請をする準備をしておる段階でございます。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 水利権の申請はしているということなんですが、同僚議員もいろいろ質問されて、重複の質問になるかもしれませんが、町民すべからく、なぜダムから水を揚げてせにゃいけないのかと。非常にむだだし、江の川から取ったほうが当たり前のことよというふうに皆さんそうおっしゃる。国との交渉の中で、国会議員なり県会議員がおると。そういうのを使う方法もあるかと思うわけですが、私、文教厚生常任委員会で、河井克行代議士、内閣の総理大臣補佐官のところ計8人で表敬訪問といいますか、行って、正式にじゃないんですけど、この件について聞きました。聞いた中で、河井代議士は、そのことは知らないとおっしゃった。これ知らないわけではないですよ、こういう問題を。知らないということは、正式に北広島町から文書なり何なりの接触というか、要望、要請なりがいつてないということなんです。こういう事業は、事務的なことは課長以下優秀な人材がおるので、いいですけども、こうした決め



事というのは、課長ではだめとは言いませんけど、やっぱり町長なりが出向いて、国との交渉当たったりするにしても、せっかく地元選出の参議院議員、衆議院議員がいらっしやるわけなんで、そういうのを利用するというか、する方法だってあると思うんです。2010年から、今、2016年、わかってから6年間の猶予期間があったわけで、県も、なあなあでいきよったというようなことだろうと思うんです。そうしたものをなぜ利用、利用というか、されないのかお伺いします。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、これまでもお話をさせていただいておりますとおりでありまして、来年4月1日から水利権を獲得して、及び使用権を獲得して、違法状態を脱却するというをまずしていかなければならないと思っております。今、そういった動き方をすると、逆に、その許可自体がもらえないという状況も大いに考えられるわけでありまして、まずは、4月1日使用権、水利権を獲得するというを優先して進めさせてもらいたいと思っております。10年間は暫定取水ということで、今の計画であっても貰えるわけでありまして、工事がその間にやるといふ物語であります。その間に協議等もいろいろしていきたいというふうにご検討いただいております。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） そういうことをすることによって、何か弊害が出るとかいうふうに今町長おっしゃったわけですが、そこら辺が私には理解できないところであります。何にしても、国との交渉、東京へ行く、解決するなら、何度でも行くというふうにおっしゃったけども、先んじて行かれて、その結果、どうにもならなかったというんなら話はわかるけど、行かずして、結果を先に出すというのはいかがなものかというふうに私は感じております。時間もないので、次の質問に入りたいと思います。観光事業の問題ですけども、中国新聞に出ました。吉川氏ファン獲得作戦というのが出て、これは私が通告文を出す日に出たんで、非常にタイムリーだなというふうに思ったわけです。同僚議員もいろいろこのことについて質問されましたが、私は、まず吉川ファン獲得作戦、北広島町ゆかりの史跡めぐりについての内容は、恐らくこの中に皆書いてあると思うんですが、商工観光課長の口からひとつよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 中国新聞に掲載されましたとおり、吉川氏関連史跡への誘客を目指し、平成27年度から本年度の2カ年にわたりまして、県の補助事業でございます魅力ある観光地づくり事業の採択を受けまして、事業実施をさせていただいております。戦国の庭、歴史館を初めとした吉川氏関連史跡につきましては、従来、シニア層の客層が多く、歴史館及び歴史公園への来場者数は、平成26年度が1万336人、平成27年度が8195人と減少傾向でございました。来場者数の増加を図るための事業を実施をさせていただいております。事業内容といたしましては、当町ゆかりの戦国武将吉川元春とその息子である吉川広家をオリジナルキャラクターとしてイラスト化し、史跡パンフレットや関連グッズに活用しております。館内には、甲冑やキャラクターと写真撮影ができるコーナーを新設するなど、これまでになかった楽しみができる施設としております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 内容説明よくわかりました。それで、また今日の新聞に出ていたわけですが、三矢の訓、誘客へ一丸ということで、国の日本遺産への認定ということで、非常に観光客

誘致には望ましいという、県を挙げての事業だというふうに思います。今、現在の知事であります湯崎知事は就任以来、観光事業に対する予算額が3.5倍になったというふうにも書いて、それだけ力を入れているとあるわけですが、北広島町をとってみますのに、吉川家が駿河の国から、今の静岡県の清水区ですね。来て、まず城を築いたのが1313年、駿河丸城です、大朝の。この駿河丸城が整備が行き届いてないと。龍山神社700年祭のときに、清水市からも来られたわけですが、さあっと車で通る以外に駿河丸の跡を見せる方法がなかったというのが事実です。何年か前に竹林というか、竹林というんじゃない、竹の雑木林というか、そういうところを切った経緯はあります。100万ちょい使って、そこをどうやって整備するかというのが問題なんです。駿河丸城というのは、吉川戦国の森もあるし、いっぱいあるわけです、遺跡が。そのルーツでいうと、本当のルーツのルーツなんです、そこがなくして吉川氏はなかったというふうに言っても過言じゃない。というところの整備を今後どのようにされるのかお伺いします。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 駿河丸城跡の今後の整備でございますけども、議員おっしゃいますとおり、駿河丸城跡は、吉川氏が駿河の国より当地域に最初に入部した土地、最初に足跡を印したとされる象徴的な遺跡でございます。西禅跡も含め、用地取得、発掘調査、遺跡整備は未実施でございます。この間、駿河丸城跡は、平成21年度に一帯に繁茂しました竹林の伐採を教育委員会が業者委託により実施いたしました。予算不足のために伐採した竹の処分はできないということを説明し、その後は、地元にも管理に協力していただくという旨を了解の上、現地に切った竹を集積をいたしました。しかし、刈った竹が障害となりまして、その後、適切な管理ができず、竹が再び繁茂し始め、地元や見学者から苦情が出る状況となってきました。本年7月、教育委員会職員で、その集積した竹の撤去、焼却に着手をしたところでございます。ただ、非常に量も多くて、1日1回やったぐらいではなかなか撤去できないということで、今後引き続き、地元関係者の協力ですとかボランティアも募り、継続的に撤去作業を続けていくという予定にしております。これと並行しまして、単独町費による公有化も視野に入れ、今後の管理や活用策について、地権者や地元関係者と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） これは行政ばかりに押しつけることというのはあまりよろしくない。やっぱり地元と協議しながら進めていく。それも持続的な管理の仕方というのをつくっていかないと、いつまでもいつまでも荒れたままになるということがあります。せっかく日本遺産に登録しようという施設の中の施設ですので、地元との協議を密接に組んでやっていただきたい。私のところの小倉山城、文化庁の関連で整備して、今は地元が年に1回、必ずボランティアで清掃、草刈り、いろんなことをやっております。余談ですけれども、この前の日曜日、私の孫と4歳、大方5歳になるんですが、孫とどんぐり拾いに行こうというので、どこがいいかなというので、小倉山城の麓ぐらい行ってみるかというので行きました。子供がどんどんどんどん上がるものですから、これはどこまで行くかなというたら、てっぺんまで上がってしまったということがあります。その中の道の整備いうたら、ハイヒールでは無理だけでも、普通の運動靴で、4歳、5歳の子が普通に上がれるというぐらい整備が行き届いているということがありますので、ぜひとも駿河丸は、そうした設備が行き届いたものに、1年、2年もかかるであ

ろうかもしれませんが、なるように私も努力しますが、行政、そして地域の皆さんも努力しなくてはならないと思います。それから、ちょっと話は変わるんですが、町民名誉賞の創設ということを29年度予算の中で、予算はそんなにかかるわけじゃないんですが、上げました。といいますのも、千代田中学校の陸上部、すごいです。2位になりました、駅伝の部で。県で。これは大変な快挙です。それと新庄高校野球部、3年連続、春と夏ですが、合わせて3年連続甲子園出場という、未だかつてない、中山間地にはかつてない偉業をなし遂げたということがあります。やっぱり明るい話題として、ぜひともそうした町民名誉賞なるものを北広島町も創設していただきたいというふうに思うわけですが、どのようにお考えですか。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 町民名誉賞の創設というご質問でございますけれども、この名誉賞につきましては、自治体によりまして、目的はそれぞれ異なっておりますけれども、輝かしい成績を残し、住民に夢、感動、希望を与えるなど、自治体の発展に寄与した個人、団体について贈られる賞としておおむね規定をされているものでございます。今回、スポーツ分野の団体について、具体的な提案をいただいておりますけれども、本町では、現在、表彰、顕彰に関する条例を制定をしておりません。どのような個人でありますとか団体を表彰の対象にしていくかなど、内容について、他の自治体の条例を参考にいたしまして、表彰の内容、方法について、制定についての研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 研究とかそういうことは、それはせにゃいけんとは思うんだけど、即決めてもいいんじゃないかと思うんです。そんな難しい問題じゃないんだから。これをやることによって励みにもなるし、それから、ほかな部活もあるし、それ以外の文化系の発展もあるし、大人の文化系のいろんな面での励みにもなるんで、ぜひとも、その研究は1カ月もすれば十分です。29年度予算に必ずのるようにはしなくてはいけないというふうに思います。次に移ります。免許証自主返納に対する支援制度について、これは同僚議員も何人かおっしゃいましたけれども、高齢者による交通事故、連日マスコミが報道しているように、尊い命が奪われ、また、重傷者も出るというふうにもいろいろあります。そこで高齢者の自主返納が取りざたされ、現実に返納される方が増えているようにも聞いておりますが、北広島町、特に周辺部というか、田舎ですので、車というのは必需品であるというふうに、病院、買い物、看護等に多く利用されなくてはならないものというふうに考えております。しかし返納したいという方も結構いらっしやいます。そこで北広島町として、もう既にそうした支援制度、補助制度はつくっていてもいいはずなんです。けども、今のところ考えてないというような答弁は、同僚議員の質問で出たというのが非常にちょっと疑問に思う。通告にも書いてありますけども、これは同僚議員のほうから、3市町しかまだやってないというふうに言われたんだけど、これは広島テレビが報道したんですよ。補助金制度も、それから支援制度も両方してない市町が、ここに書いたように、北広島町、熊野町、海田町、府中町、庄原、大竹、坂、もう1つどこか、ちょっとようわからんですが、もう1つある。そんなこともあるので、ぜひとも早い時期に、そうした支援制度、安心・安全に暮らせるまちづくりの一環として、早い時期につくらなくてはならないというふうに思うわけですが、どうですか。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先日も答弁させていただきましたけれども、まず、自治体で支援してい

るところは、先日もお答えをさせていただきましたが、3市町でございます。これは免許証の返納に対する助成ということです。それ以外に、返納にかかわらず、年齢、それから所得制限等ございますけれども、そういったところで助成をしている団体はございます。それから民間のタクシー会社などは助成制度というか、割引制度を設けているといった事例はございます。これは広島県県警のほうで資料出しておりますので、その辺から今答弁させていただいております。助成制度自体は、返納に限ってということは、今考えておりませんけれども、公共交通網形成計画つくっておりますけれども、その中で、特に高齢者、交通弱者に対してどのような生活交通のあり方がいいかということで検討させていただいておりますので、それとあわせて、その助成というところも考えていかななくてはいけないと思っております。返納ということになりますと、運転に支障があるといったことで返納されるといったことになると思いますので、その辺の交通安全の観点からも、警察等とも一緒に自主返納含めて、交通安全、道路交通法も改正されまして、飲酒に対してもかなり厳しくなっておりますので、安全運転のPR等も行っていきたいと思っております。自主返納ですけれども、山県署に問い合わせをいたしましたら、本年度12月7日現在で16名、昨年度27年度が11名、26年度が6人という数字になっております。これは運転免許センターの数字は入っておりませんので、署内ということで上げております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 今言われたんですけど、ぜひとも、これは早目に行っていただきたいというふうに思います。以上で、質問を終わります。

○議長（藤堂修壮） これで伊藤議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案の訂正

○議長（藤堂修壮） 次に、日程第2、議案の訂正についてを議題とします。議案の訂正について説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第127号の訂正について概要を申し上げます。議案集127ページと、別に配付しております正誤表をご覧ください。議案第127号の訂正について説明します。無償譲渡する財産の表示について誤りがあったため、本案を訂正するものでございます。以上、詳細については担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは、議案第127号、財産の無償譲渡について、福祉課から説明いたします。当初、議案では、財産の表示（2）工作物その他の動産、車庫軽量鉄骨造平屋建45㎡を記載しておりましたが、これは誤りで、正しくは、（1）の建物へ表示し、その所在が北広島町蔵迫1398番地。名称が養護老人ホーム仁愛園、車庫、構造が軽量鉄骨造平屋建、延べ床面積が33.35㎡でございます。一部誤りがあり、申しわけございませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 以上をもって、議案の訂正の説明を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正についてを許可することに異議ありませんか。（異議なしの

声あり)

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。したがって、議案の訂正についてを許可することに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本会議は19日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 00分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~